

B001 10 入院栄養食事指導料

別に厚生労働大臣が定めるものに対して、**医師の指示に基づき管理栄養士**が具体的な献立等によって**指導を行った場合**

所定点数

(1) 初回	260点
(2) 2回目	200点

- 初回
概ね30分以上の指導
- 2回目以降
概ね20分以上の指導

医 師



熱量・熱量構成、蛋白質、脂質その他の栄養素の量、病態に応じた食事の形態等に係る情報のうち医師が必要と認めるものに関する具体的な指示を行う

管理栄養士



〔指導内容・診療録記載〕

医師：診療録に管理栄養士への**指示**管理栄養士：患者ごとに**栄養指導記録を作成**指導内容の**要点及び指導時間を記載**

栄養指導料に規定する特別食・該当する者

【別に厚生労働大臣が定める特別食】

- | | | | |
|---------------------------|--------------|---------|-------|
| ◎腎臓食 | ◎肝臓食 | ◎糖尿食 | ◎胃潰瘍食 |
| ◎貧血食 | ◎脾臓食 | ◎脂質異常症食 | ◎痛風食 |
| ◎てんかん食 | ◎フェニールケント尿症食 | ◎楓糖尿症食 | |
| ◎ホモシチン尿症食 | ◎尿素サイクル異常症食 | | |
| ◎メチルマロン酸血症食 | ◎プロピオン酸血症食 | | |
| ◎極長鎖アシル-CoA脱水素酵素欠損症食 | ◎糖原病食 | | |
| ◎ガラクトース血症食 | ◎治療乳 | ◎無菌食 | |
| ◎小児食物アレルギー食 | | | |
| ◎特別な場合の検査食（単なる流動食及び軟食を除く） | | | |

【いずれかに該当する者】

- ア がん患者
- イ 摂食機能又は嚥下機能が低下した患者
- ウ 低栄養状態にある患者

留意事項

該当症例：④、⑦、⑩ ⑮

- 塩分6gの心臓食が提供されているが指導内容が嚥下食に対する内容のみ
- 医師の指示が栄養士の代行オーダーの事後承認になっている
- 指導内容が入院時の食事摂取の聞き取りのみ
⇒指導内容の要点の記載をお願いします